道の駅あいお設置及び管理条例施行規則をここに公布する。

令和８年１０月３０日

山口市長　伊　藤　和　貴

山口市規則第６４号

道の駅あいお設置及び管理条例施行規則

（趣旨）

第１条　この規則は、道の駅あいお設置及び管理条例（令和８年山口市条例第５２号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この規則における用語の意義は、条例の例による。

（利用許可の申請等）

第３条　条例第９条第１項の規定により施設等の利用の許可を受けようとする者は、道の駅あいお利用許可申請書（様式第１号。以下「利用許可申請書」という。）を指定管理者に提出しなければならない。利用者が許可された事項を変更しようとするときも、同様とする。

２　利用許可申請書は、指定管理者が特別に理由があると認める場合を除くほか、利用しようとする日の属する月の６箇月前から受理することができる。

（利用許可書の交付）

第４条　指定管理者は、施設等の利用を許可したときは、道の駅あい

お利用許可書（様式第２号。以下「利用許可書」という。）を交付するものとする。

（利用料金の納付時期）

第５条　利用者は条例第１３条ただし書に規定する場合を除き、利用の許可を受けたときに利用料金を納付するものとする。

２　条例第１３条ただし書に規定する市長が特に必要があると認めたときとは、国又は地方公共団体が利用する場合とする。

（利用時間等）

第６条　利用者が施設等を利用する時間は、本来の目的に要する時間のほか、その準備及び原状回復に要する時間を含めたものとする。

２　利用者は、許可を受けないで利用時間を超過し、又は利用時間を繰り上げて利用を開始することはできない。

（利用料金の減免）

第７条　条例第１４条の規定により利用料金を減額し、又は免除することができる場合及びその額は、次のとおりとする。

(1) 市が主催して行う行事において、道の駅の目的を達成するために利用すると認められるとき（営業的商行為又は宣伝行為をしようとする場合を除く。）　免除

(2) 市が共催して行う行事において、道の駅の目的を達成するために利用すると認められるとき（営業的商行為又は宣伝行為をしようとする場合を除く。）　５割減額

(3) 前２号に掲げるもののほか、公益上その他市長が特に必要があると認めるとき　減額又は免除

２　利用者は、利用料金の減額又は免除を受けようとするときは、道

の駅あいお利用料金減免申請書（様式第３号）を指定管理者に提出しなければならない。

（利用の中止）

第８条　利用者は、施設等の利用を中止しようとするときは、道の駅あいお利用中止届（様式第４号）に利用許可書を添えて、速やかに指定管理者に提出しなければならない。

（利用料金の還付）

第９条　条例第１５条ただし書の規定により既納の利用料金を還付することができる場合は、次に定めるところによる。

(1) 道の駅の管理上の都合により、施設等の利用許可を取り消したとき。

(2) 道の駅が災害その他利用者の責めに帰さない理由により利用できなくなったとき。

２　前項の規定により還付する額は、全額とする。

（遵守事項）

第１０条　利用者及び道の駅に入館した者は、条例に定めるもののほか、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 許可を受けずに道の駅内での物品の販売、宣伝その他の営利行為をしないこと。

(2) 許可を受けずに道の駅にはり紙等をしないこと。

(3) 公の秩序又は善良な風俗を乱す行為をしないこと。

(4) 前３号に掲げるもののほか、指定管理者の指示を遵守すること。

２　指定管理者は、前項の規定に違反する者又は違反することが明らかな者に対して、遵守事項を守るよう指導しなければならない。

３　指定管理者は、前項の規定による指導に従わない者に対しては、道の駅への入館を拒絶し、又は退去を命ずることができる。

（損傷及び滅失の届出）

第１１条　利用者は、道の駅の建物又は附属設備を損傷し、又は滅失したときは、直ちに道の駅あいお損傷・滅失届（様式第５号）により届け出て、指定管理者の指示を受けなければならない。

（利用の終了）

第１２条　利用者は、施設等の利用を終えたときは、直ちに指定管理者に届け出て、点検を受けなければならない。

（特別の行為の許可の準用）

第１３条　第３条、第４条、第６条、第８条及び第１０条から前条までの規定は、条例第１６条第１項に規定する特別の行為の許可について準用する。この場合において、これらの規定中「利用者」とあるのは「特別の行為の許可を受けた者」と読み替えるものとする。

（その他）

第１４条　この規則に定めるもののほか、道の駅の管理運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

（施行期日）

１　この規則は、道の駅あいお設置及び管理条例（令和８年山口市条例第５２号）の施行の日から施行する。

（準備行為）

２　第３条の規定による利用の許可の申請等その他の準備行為は、この規則の施行の日前においても行うことができる。

様式第1号（第3条関係）

道の駅あいお利用許可申請書

利　用　者	住所及び氏名（団体の場合は、名称及び代表者氏名）		
	電話（　　）　　－　　E-mail		
利用施設名			
利用目的			
利用を希望する期間	年　　月　　日　　時から 年　　月　　日　　時まで		
上記のとおり利用したいので申請します。 年　　月　　日 （宛先）道の駅あいお指定管理者 申請責任者氏名			
利用料金※	円	月　　日納入	
許可年月日※	年　　月　　日	許可番号※	第　　号
備　　考※			

※印は、記入しないでください。

様式第2号（第4条関係）

許可番号　　―

道の駅あいお利用許可書

利用者	住所及び氏名（団体の場合は、名称及び代表者氏名）
利用施設名	
利用目的	
利用を許可する期間	年　月　日　時から 年　月　日　時まで
許可条件	

年　月　日付けで申請のあった利用については上記のとおり条件を付して許可します。

年　月　日

様

道の駅あいお指定管理者　印

利用料金	円	月　日納入
許可年月日	年　月　日	
備考		

様式第3号（第7条関係）

道の駅あいお利用料金減免申請書

申請日　　年　　月　　日

（宛先）道の駅あいお指定管理者

申請者　住　所
（主催者）　団体名
氏　名
電　話

下記のとおり利用するに当たり利用料金の減額又は免除を受けたいので申請します。

記

利用する施設	
催物の名称	
利用期間	年　　月　　日　　時から 年　　月　　日　　時まで
備考	

様式第4号（第8条関係）

道の駅あいお利用中止届

（宛先）道の駅あいお指定管理者

下記のとおり道の駅あいおの利用を中止したいので届け出ます。

記

届出日	年　月　日	※第　号
届出者	住所 電話（　）　—	
	団体名・氏名	
利用施設		
許可番号等	許可番号　号 年　月　日発行	

※印は、記入しないでください。

様式第5号(第11条関係)

道の駅あいお損傷・滅失届

(宛先)道の駅あいお指定管理者

下記のとおり道の駅あいおの建物・附属設備を損傷・滅失したので、届け出ます。

記

届出日	年　月　日	※第　号
損傷・滅失日	年　月　日	
届出者	住所 電話(　)　—	
	E-mail	
	団体名・氏名	
利用施設		
許可番号等	許可番号　号 年　月　日発行	
損傷・滅失設備		
損傷・滅失の状況		

※今後の対応等について	

1　※印は、記入しないでください。

2　利用許可書を添付してください。